

近畿技術事務所交通バリアフリー比較体験コース利用要領

(目的)

第1条 この要領は、近畿技術事務所長(以下、「施設管理者」という。)が管理する交通バリアフリー比較体験コース(以下、「バリアフリー体験コース」という。)の利用について必要な事項を定めることにより、交通バリアフリー技術を伴う事業の円滑化、交通バリアフリー技術の教育の推進等を図ることを目的とする。

(利用対象機関)

第2条 利用対象機関は、国の機関、地方公共団体、公団、公社、独立行政法人、公益法人等とする。

(利用の要件)

第3条 施設管理者は、次の要件を満たす場合に限り、利用対象機関に対しバリアフリー体験コースを利用させることができる。

- 一、 利用対象機関にバリアフリー体験コースを利用させることにより、国民生活又は国民の利益に支障が生じるおそれがないと認められる場合
- 二、 近畿技術事務所の業務の遂行に支障をきたすおそれがない場合

(利用の申込)

第4条 バリアフリー体験コースの利用を希望する機関(以下、「利用者」という。)は、交通バリアフリー比較体験コース利用申込書(以下、「申込書」という。)に必要事項を記入し、利用日の2週間前までに施設管理者に申し込むものとする。
提出の窓口は総務課とする。

(利用の許可)

第5条 施設管理者は、申込書の提出を受けた場合、審査のうえ、交通バリアフリー比較体験コース利用許可書(以下、「許可書」という。)を交付するものとする。

(利用日・時間)

第6条 祝日、年末年始(12月29日から1月3日)及び、2月11日から4月30日を除く月曜日から金曜日とする。
但し、施設管理者の都合により、施設の利用が出来ないことがある。
施設等の利用可能時間は、午前10時から12時と午後1時から午後4時までとする。

(許可の条件)

第7条 利用者は、利用に当たって、次の条件に従わなければならない。

- 一、利用前に総務課の職員に許可書を提示し、指示を受けること
- 二、施設利用中は、近畿技術事務所職員の指示に従うこと
- 三、施設利用後、器具等を格納し、終了したことを報告のうえ近畿技術事務所職員の確認を受けること
- 四、バリアフリー体験コースを申込書に記載の目的以外に供してはならないこと
- 五、バリアフリー体験コースを亡失し、又は毀損したときは、その事実及び理由を速やかに施設管理者に報告し、その指示を受けること
- 六、利用者の責に帰すべき事由により、バリアフリー体験コースを亡失又は毀損したときは、利用者において補填し、修理し又はその損害額を弁償すること
- 七、利用者の責によらない故障等により、利用に支障を来たしたときは、その扱いについて施設管理者と協議すること
- 八、緊急時その他やむを得ない事情により、施設管理者が利用の中止を指示したときは、速やかにこれに応じること
- 九、バリアフリー体験コースを利用するときは、利用者において破損・事故のないよう細心の注意を払って利用すること。
- 十、万一事故が発生した場合は、直ちに施設管理者に報告し、その指示に従うこと
- 十一、利用者はバリアフリー体験コースの利用に伴う事故の責務を負うこと

附 則

この要領は、平成15年5月20日から適用する。

平成17年2月1日改正